

「法の日」（10月1日）記念

司法書士無料法律相談のお知らせ

日時 平成24年10/1（月）～10/5（金）

相談場所 滋賀県内の各司法書士事務所にて

※必ず事前に各事務所へ電話等にてご連絡の上、ご予約をお願いします。
滋賀県内の各司法書士事務所の名簿は、当会HP「会員の紹介」ページをご覧ください。

相談内容 相続の事で困っている
家や土地の名義を変えたい
借金の返済で困っている
成年後見制度について知りたい など

お問い合わせ 滋賀県司法書士会

電話077-525-1093（平日 9～17時）

<ご参考 法の日について>

昭和3年10月1日に陪審法が施行されたことにより、翌年から10月1日を「司法記念日」と定められました。そして、昭和35年6月の閣議了解において、10月1日を法の日とし、この日を中心にして、法を尊重する思想の普及、法令の周知徹底などこれにふさわしい行事を実施することとなりました。